六　（略）

七　第二号から第五号の三までの記録を五年間保存すること。

（予防規程）

第六条　製造業者は、放射性物質による障害の発生を防止するため、次の事項について、放射性物質による障害予防規程を定めなければならない。

一～十　（略）

十一　放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に関すること。

十二　第十条第一項の措置を講ずるために必要な事項であつて、次に掲げるものに関すること（厚生労働大臣が定める数量以上の放射性物質を使用する場合に限る。）。

イ　当該措置を講ずる者に関する職務及び組織

ロ　当該措置を講ずるために必要な設備又は資機材の整備

ハ　当該措置の実施に関する手順

ニ　当該措置に係る訓練の実施

ホ　都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携

十三　放射線障害の防止に関する業務の改善に関すること（厚生労働大臣が定める数量以上の放射性物質を保管する場合に限る。）。

十四　（略）

（防護規程）

第六条の二　特定放射性物質を取り扱う製造業者は、特定放射性物質を防護するため、次の事項について、防護規程を定めなければならない。

一　防護従事者に関する職務及び組織に関すること。

二　第二条第八項の表の上欄に掲げる特定放射性物質の区分の別に関すること。

三　防護区域の設定に関すること。

四　防護区域の出入管理に関すること。

五　監視装置の設置に関すること。

六　特定放射性物質を容易に持ち出すことができないようにするための措置に関すること。

七　特定放射性物質の管理に関すること。

八　特定放射性物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。

九　関係機関との連絡体制の整備に関すること。

十　特定放射性物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。

十一　特定放射性物質の防護のために必要な教育及び訓練（第十一条第二項第六号において「防護に関する教育及び訓練」という。）に関すること。

十二　特定放射性物質の盗取時の対応に関すること。

十三　製造所における特定放射性物質の運搬に関すること。

十四　特定放射性物質の防護に関する記帳及び保存に関すること。

十五　特定放射性物質の防護に関する業務の改善に関すること。

十六　その他特定放射性物質の防護に関し、必要な事項

六　（略）

七　第二号から第五号の二までの記録を五年間保存すること。

（予防規定）

第六条　製造業者は、放射性物質による障害の発生を防止するため、次の事項について、放射性物質による障害予防規定を定めなければならない。

一～十　（略）

（新設）

（新設）

十一　（略）

（新設）